

一九四一年タイにおける服飾政策の展開と国民の反応

加納 寛

はじめに

人民党による立憲革命(一九三二年)以降のタイにおいて、第一次ピブーン政権期(一九三八〜四四)は、強固な国民国家体制を確立するため、一連のナショナリズム政策を推進した。そうした中、国民の日常生活を統制する数々の政策も打ち出され、それらは全国の「国民」に影響を与えたとされている。とくに服飾に関する政策は、ピブーン政権が重視していたことが知られている。

従来のピブーン政権期の政治史的研究においても、服飾政策について言及されることは多く、たとえば、「国民」形成の観点から戦前期ピブーン政権のナショナリズム政策を検討

した玉田は、その政策の最大の特徴が、服飾政策を含む文化政策にあったことを指摘している(玉田 1996b:138-142)。また、ピブーン政権期を含む人民党政権期の文化政策についてまとめた村嶋は、人民党政権がこれまで存在してこなかった「高い民族意識と民族文化を備えたタイ人」を「新たに作り出す」ためにタイ人というアイデンティティを創出し、「名実ともに立憲体制下のタイ人に作り変えるため、公定の近代的民族文化をタイ族非タイ族を問わずに押しつけた」ことを指摘しているが(村嶋 2002:260-262,267)、服飾政策はその「公定の近代的民族文化」に当たるものであった。ピブーン政権期の服飾政策について、閣議事録を中心の史料として政權側の意図や目的を検討したピヤワンは、この服飾政策の目的を、①当時「文明」的だと思われた西洋の服装に合わせるこ

とによる、周辺の被植民地との差異化、②西洋の服装と公定の「伝統的服装」の着用による、ヨーロッパ文化に比肩するタイ文化の被植民地の人々に対する誇示、③一九四〇年以降は強まる日本の圧力への抵抗、の三点に求めて、ピブーン政権が現在のタイ人の服飾の基礎となる「着用概念」をタイ社会に導入し、浸透させ、定着させて「タイ国民」を創出していったと評価している〔ピヤワン 2007:329-330〕。タイ服飾史の文脈からの研究においても、ピブーン政権期の服飾政策の影響をタイ服飾史上の一大転機として扱っているものが多い。

しかし、ピブーン政権期の服飾政策が当時の「国民」の服飾生活にどれほど浸透し、どの程度まで実質的な影響を与えたかについては、これまで十分に検討されているとは言いがたく、ピブーン政権の意図のとおり服飾を通じて「タイ国民」が創造されたか否かについては更なる追及が必要である。

本稿では、ピブーン政権によって本格的に服飾政策が開始・展開されていく一九四一年を中心に、服飾関連の法令と、服飾政策に関してタイ国立公文書館に保存されている公文書を中心とした史料として、ピブーン政権の服飾政策展開とそれに対する国民の反応の事例を観察する。これにより、ピヤワンによっ

て詳らかに検討されたピブーン政権の服飾政策の意図が、政権によって、どのように具現化され、「国民」に伝達され、さらに「国民」にどのように受け取られたのかを明らかにしていきたい。このような作業によって、ピブーン政権の意図通りに「タイ国民」が創出されたか否かを考察し、ピブーン政権が当時とその後のタイ社会に与えた影響のあり方について垣間見ることができれば幸いである。

一 服飾政策前史

タイ中央部においては、現王朝であるラッタナコーシン朝初期までは、男性は下半身にパー・チョーンクラベーンと呼ばれる腰衣を纏い、女性は上半身を胸布で、下半身をパー・チョーンクラベーンやプリーツ状にした腰衣で覆うことが一般的であったと考えられている。ラーマ四世期（一八五一―六八）頃から欧米との往来が盛んになってくると洋装も導入されるようになり、一九世紀後半には王族や官吏を中心に西洋式の上衣や靴・靴下の着用が普及したが、腰衣には男女ともにパー・チョーンクラベーンが着用されることが多かった。ラーマ六世期（一九一〇―二五）にはイギリス留学帰りの

国王によって、女性に対して欧米風に髪を伸ばしたり歯を白く磨いたり、パー・チョーンクラベーンに代えて巻スカート状外見のパー・シンやパー・トゥンを着用したりすることが奨励されたが、その影響は王宮内部などのごく一部に留まったようである。一九三〇年代になると、官吏のパー・チョーンクラベーン着用が人民党政権によって時代遅れとみなされるようになり、一九三五年には「文官制服法」が制定されて官吏の長ズボン着用が規定され [Fujitani1992:30]、またバンコクの若い女性たちの間でもパー・チョーンクラベーンに代えてパー・シンやパー・トゥン、スカートを着用することが流行していった。しかし、当時の洋装に付き物であった帽子着用については、タイ女性には普及しなかった〔加納 1999:60〕。

一九三八年一二月に成立したビブーン政権が、「国民」の服飾へ介入しようとしていたことは、史料上では、一九三九年七月〜八月の段階から確認することができる〔タイ国立公文書館史料 No. 0701.29/1.13. 62.63〕。当時、ビブーン政権は、「タイ国民に新体制に相応しい資質を植え付ける事業」として、「ラッタニヨム」と呼ばれる一連の「政府の人民に対する勸告形式の」告示を打ち出しており〔村嶋 2002:252-253〕、

六月二四日にその第一号「国家、人民、および国籍の名称使用について」を、七月三日に第二号「民族に起こるであろう危機の防止について」を、八月二日に第三号「タイ人民の呼称について」を、九月八日には第四号「国旗、国歌、国王讃歌の尊重について」を、続けざまに公布しているところであった。一九三九年六月にラッタニヨム草案の起草と実施のために設置されたラッタニヨム委員会〔ピヤワン 2007:321〕の委員長であったルアン・ウイットワータカーン（以下、ウイットと表記する）^⑩は、一九三九年七月末ごろ、すでに服飾に関するラッタニヨムを準備していたらしい〔タイ国立公文書館史料 No. 0701.29/1.13〕。しかし、一九三九年八月には、服飾に関するラッタニヨムと同時に準備されていたタイ人民の呼称についてのラッタニヨムのみが「ラッタニヨム第三号」として先行して公布され、服飾に関するラッタニヨムは後回しにされた。ウイットが同年九月に書いた文書によれば、ウイットが提案するラッタニヨムは、委員会において重要であると認められたものの、枝葉末節であるとして後回しにされたのだという〔タイ国立公文書館史料 No. 0701.29/1.6〕。^⑪

このように服飾に関する政策展開が政権内部で検討されな

がらも後回しにされていた頃、タイ人の服飾に関して、「タイ人」なる人物からピブーン首相に宛てて、一九三九年八月二二日付の意見書が届けられた。内容としては、タイ人はズボンを書くべきかパー・ヌンを書くべきかという当時展開されていた論争について、タイ人農民が穿いているようなズボンは中国でも近隣諸国でも穿いており共通してよいが、パー・ヌンは、カンボジアから入ったものであつて南部タイ人などが使用しておらずタイ人全体で使用できないので、パー・ヌンを使用すべきではないという意見であつた。この文書を受理したピブーンの副官パオ・シーヤーノン^註は、八月二三日に内容をまとめ、「タイ人の服飾に関するラッタニヨムにおいては、タイ式ズボンを着用させるべきで、パー・チョンクラベーンはカンボジア渡来のものであるので着用すべきではない」としている〔タイ国立公文書館史料 0701.29/1.61〕。この時点で、パー・チョンクラベーンを用いるのは相応しくないとする理由が、「タイ人全体で使用できない」というものから、「カンボジア渡来のもの」であるというものにすりかわつてしまつてゐることは、注目に値する。一国民の側がタイ人が共有すべき新文化の必要性を明確に指摘しているのに対して、政権側の視野からはそうした

観点が完全に抜け落ちてゐるのである。翌二四日、ピブーンは、文書をウイチットに検討させるよう命じた〔タイ国立公文書館史料 0701.29/1.61〕。

ウイチットは、九月一二日に回答を提出し、パー・チョンクラベーンはカンボジア隷属の象徴ではなく、仏教渡来時にインドから伝播したものと説き、インドから伝来した仏教を「民族の宗教」として敬うのと同様、パー・チョンクラベーンも慣習に則つて正式のものであり、ナシヨナリズムの理念に反するものではないと結論した〔タイ国立公文書館史料 0701.29/1.59〕。ピブーンは、翌一三日に賛意を表し、機会があればラジオ放送して国民にそのように装わせるべきだと言つてゐる〔タイ国立公文書館史料 0701.29/1.58 欄外書き込み〕。しかし、その後の動きを物語る史料は見当たらず、この内容のラジオ放送が実際になされたのかどうかは確認できてゐない。確かなことは、一九三九年九月の時点では、ラッタニヨム推進の原動力であつたピブーンもウイチットも、パー・チョンクラベーンを彼らのナシヨナリズムに反するものだと考えてゐなかつたということである。また、少なくともこの時点では、ピブーン政権にとつては「タイ人全体での服飾の共有」という視点よりも、

その服飾要素が近隣民族へ隷属した歴史の象徴であるかどうかという視点の方が、遥かに重要なことであったということも、留意しておくべきであろう。

二 服飾政策の開始…

一九四一年一月一日～

政権発足間もない一九三九年から閣議で論じられてきた服飾に関する方針は、国民に公表されることなく後回しにされてきたが、それがようやく日の目を見たのは、タイが仏領インドシナからの「失地回復」運動^⑧で盛り上がっていた一九四一年一月一日のことであった。この日、「タイ人民の服飾について」と題された「ラッタニヨム第一〇号」が公布された。その内容は次のとおりである。

ラッタニヨム第一〇号についての総理府告示…

タイ人民の服飾について

政府が観察するところによれば、公共の場もしくは人の集まる場におけるタイ人民の服飾は、未だにタイ国民の文化に相応しい礼儀正しく整ったものではない。

よって内閣は、満場一致で意見を下し、以下のようにラッタニヨムとして告示する。

一、タイ国民は、市域における人の集まる場、もしくは公共の場において、たとえばズボン下のみ着用しただけであったり、(上半身に) 服を着なかつたり、またはパー・ヌンを着流す^⑨などの、整っていない装いをすべきではない。

二、タイ国民にとっての整った服飾とは、以下のとおりである。

イ、装うべき権利と機会に従って制服を着用する。

ロ、礼儀正しさを尊重した世界共通服^⑩を着用する。

ハ、礼儀正しさを尊重した慣習に従った服を着用する。

仏曆二四八四年一月一日告示する。

ピブーンソンクラーム

内閣総理大臣〔官報 58113〕

この総理府告示によれば、現段階におけるタイ人民の服飾は、政府が考える「文化」^⑪とは程遠いものだという。たとえば、「ズボン下のみ着用しただけ」であったり、上半身裸体であったり、パー・ヌンをチョークラペーン状に着用せず裾を垂

らした服飾が見られるが、これらはいずれも「文化」には「相応しくない」、「整っていない」服飾であると解釈されている。

その一方で、「タイ人民にとつての整った服飾」とは、身分・職種に適正で機会に応じた制服と、「世界共通服」すなわち洋装、そして「慣習に従った」タイ式の服飾との三種である。いずれも「礼儀正しさを尊重した」ものでなければならず、服飾政策の意味は、タイ人民を「文化」に相応しい外見に「改善」することにある。

ただし、この段階においては、「文化」に相応しいという服飾の内容は曖昧である。避けるべき服飾のあり方が具体的に示されているのに対して、装うべきであるとされる「礼儀正しさを尊重した」洋装やタイ式服飾が、具体的に何を指しているかについては明示されてはいないからである。したがって、ラッタニヨム第一〇号は、単独では政策的意味をなさず、これだけでは「タイ国民」を外形から「創造」するにはほど遠いものでしかなかったといえよう。

三 パー・チョーンクラベーンの排除…

一九四一年三月

ラッタニヨム第一〇号の漠然とした内容に次第に具体的な服飾像が付与されていくのは、一九四一年三月以降である。三月一四日、仏領インドシナからの「失地回復」による国境線確定の機会に乗じて、ピブーン首相は宣伝局を通じて女性服飾に関する要請を発表した。²¹「失地回復」は、タイ国内におけるピブーン政権の声望を大いに高めたが、フランスに対する「勝利」の一方で、その紛争の調停に乗り出した日本との関係は、より緊迫した国際関係上の綱渡りをタイに強いるものになっていった。こうした状況の中で発表されたピブーン首相の要請の内容は、「服飾を文明国および文明人に相応しくするために以下のように変えるよう、タイ女性同胞に」懇請するというものであり、具体的には次のような服飾が示された。

一、女性同胞各位に、我々の前近代の習慣に従って髪を長くするか、もしくは現代の流行に従って長くするよ

う要請する。

二、タイ女性同胞各位に、パー・チョークラベーンの使用をやめ、我々の前近代のように、もしくは現代的にパー・トゥンの着用にかえるよう要請する。

三、タイ女性同胞各位に、一枚の布のみを用いて上半身を覆うのをやめ、胸布を用いたり上半身を露出したままであることなく、代わりに服を用いるよう要請する。

[Wongkajorn 1941:118]

タイ女性がこの懇請に従った服飾を取り入れるならば、タイ女性は「タイ民族に永遠に、栄光と堂々たる美しさをもたらす」というのがピブーンの語るところであった。

ラッタニヨム第一〇号が「タイ国民」一般を対象にしていたのに対して、この懇請の対象は女性のみ限定されている。ピブーン政権は、女性を「民族の花」として「尊重」したが、服飾政策を女性に限定していったのも、こうした認識から生じたものであろう。「民族の花」も服飾政策も、ピブーン政権のすぐれて外見的・外面的な「文明」化志向を象徴しているように思われる。

内容としては、タイ国民の服飾を「文明国および文明人に

相応しくする」ように変化させようとしている点において、

ラッタニヨム第一〇号に記された目的と変わるところはないが、「文明」的的女性服飾として、(一)長髪化、(二)パー・チョークラベーンの着用停止とパー・トゥンの着用、(三)胸布(パー・サバイ)の着用停止と上衣の着用、の三点が具体的に挙げられており、政権が志向する服飾の内容を、一月段階に比べて、より明確にしたものであった。ここで示されている内容は、いずれも女性の洋装化を指示したものであるが、その範囲内での様々な服飾を許容しているものであって、「国民」の服飾の画一化を目指したものは見ることができない。

なお、この文書では、長髪化とパー・トゥンの着用については、「我々の前近代の習慣に従う」ことと「現代の流行に従う」ということが内容的に同一であるというレトリックが使用されており、「文明」がかならずしも欧米のものに限らず、タイ「前近代」のものでもあることを示している。これは、パー・チョークラベーンや胸布といった、少なくともタイ中央部の人々が馴染んできた文化の否定を實行しながら、そこに実際にはどうであったかわからないタイ「前近代」の慣習を持ち出すことによって伝統的ナシヨナリズムをも満足させるという効果を持っている。実際にはそれまでの文化

の否定であり西洋文化への追従でしかないのであるが、形式的にタイ「近代」文化に言及して西洋文化への追従を隠蔽しているといえる。いずれにせよ、戦後に登場するような「タイらしさ」というような概念や民族的なアイデンティティ確立を志向したものではなかった。

この後、女性服飾に関する度重なる法令・告示・文書・宣伝が、官報ばかりではなく、公文書や政府パンフレット、ラジオ、新聞を通じて出されていった。また、ビブーン政権の服飾政策は、内務省を通じて全国津々浦々にいたるまで徹底された。一九四一年三月には、全国の各郡長が、服飾についての告示を郡民に出している。たとえばソンクラーク県では、ムアン郡の郡長が数回にわたって告示を出しており、正しい服飾を示すポスターも作成された(図一参照)〔タイ国立公文書館史料 ⅡⅡ.59(21)〕。全国各郡における服飾政策の進捗状況は、四月から五月にかけて各県から内務省に報告されている〔タイ国立公文書館史料 ⅡⅡ.59〕。こうした報告は、服飾政策がいかに各地の国民たちに浸透しているかを記載したものであるが、政策の浸透状況は地方行政官の能力と手腕を中央政府にアピールするためのバロメータとしても機能していたであろうことを考えれば、こうした報告を額面通りに

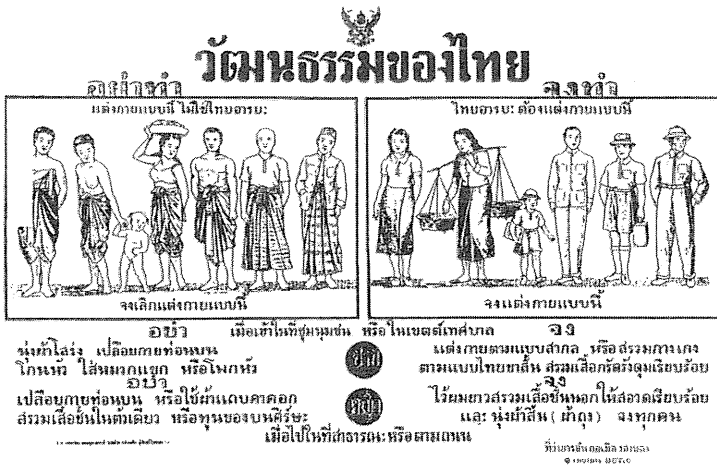


図1 服飾指導ポスター(タイ国立公文書館: ⅡⅡ.59.26)

このポスターは、1941年4月1日にムアン・ソンクラーク郡庁によって作成されたものである。政府は内務省を通じ各県に対して県民への服飾指導を徹底させた〔タイ国立公文書館内務省文書 ⅡⅡ.5.9の各公文書〕。左側は「文明タイ」にふさわしくない服飾、右側は「文明タイ」にふさわしい服飾である。女性の着帽については、このポスター発行後の1941年6月頃から、政策として打ち出されていく。

受け取ることとはできないであろう。

ピーン政権は、このような地方行政機関を利用した国民への政策徹底に並んで、国民の「模範」となるべき官吏に対しても、服飾政策の徹底を求めていった。一九四一年三月一八日には、官吏に向けて「タイ女性の服飾について」という教書が首相名で出されてゐる〔*Wongkajavan* 1941:119〕。この教書では、「良好かつ迅速に」服飾政策の成果を上げるためには、官吏の協力が不可欠であるとされ、官吏各人に、「自己・指揮監督下にある官吏・親戚および友人の家族にいたるまで、服飾政策に従うように奨励させることを要請しており、政策の影響を浸透拡大させることが目的であった。ピーンは、この教書中で、今までタイ人民は永年にわたって「間違つた」服飾を「慣習」として用いてきたために、高齢者は政府の新しい服飾政策に従うのを「恥ずかしく」感じ、実行をためらうのだと述べており、高齢者に対して服飾政策を徹底させることの困難を政権としても実感していたことが読み取れる。政権の服飾政策以前に既に「流行」によって洋装化していた都市若年層に比べて、「流行」の影響を受けにくい高齢者層は、政権にとつても扱いにくい対象であつたと思われる。

翌月の四月一三日には、一般のタイ女性に呼び掛けるピ

ーン首相の言葉が発表されたが〔*Sanitatanungs* 1942:37〕、ここでは人民が服飾政策によく協力したことについて感謝の意が表されており、政策に従わない民衆への批判は影を潜めている。パー・チョンクラベーンの排除については、おそらく高齢者たちを除いて大きな抵抗はなかつたであろうこともその一因であろうし、官吏に対しては政策の進展について真実あるいはより切迫した状況を示して服飾政策への積極的な協力を求める必要があつたのに対して、一般民衆に対してはなるべく樂觀的な状況を示すことよつて甘い態度で接しながら服飾政策への協力を促す姿勢をとらざるをえなかつたことも影響してゐるであろう。言い換えれば、具体的な服飾政策としてはパー・チョンクラベーンの排除しか打ち出されていなかつた四月の時点では、政権が一般民衆に対する不満を表明せざるをえないような状況には追い込まれていなかったといふことでもある。こうした状況は、帽子着用が導入されていつた六月以降になると、大きく変化していく。

四 帽子の導入…一九四一年六月

一九四一年五、六月頃になると、四月までは全く言及されていないかった帽子着用についての宣伝が急遽展開され、服飾政策の重点課題となつていった。今のところ、なぜ唐突に帽子着用が重視されはじめたのかを語る史料を探し出すことはできていない。

現在確認できる史料上で、帽子着用政策に最初に言及している例としては、首相から上級官吏に対して出された六月七日付の次のような教書が挙げられる。

宣伝局および社会福祉局が、国民の文化促進および健康保持のために、タイ人同胞の男女双方に帽子を着用させるよう努めている通り、私は出勤する官吏が未だにほとんど帽子を着用していないことに気付いたが、帽子着用は文化促進と健康保持だけではなく、(それを見る人)にきちんと整っていると知らせる効果もあるのだ。官吏は政府の目的に従つて行動しようとする民衆の指導者となるべきなのである。よつて、貴官には、指揮監督下

の官吏に、出勤および外出時には帽子を着用させ、今時の国民国家改善の時代に適合して、一般のタイ人同胞の指導者となるよう説諭されたい。以上、我々の国民の文化面における進歩発展継続のため、貴官および多くの官吏諸官より、よき協力を得られることを希望する。

[มจร๑๓๑๒๒ 1941:120]

これによれば、一九四一年六月以前に、既に男女の服飾に帽子着用を加える旨の政策が打ち出されていたことがわかる。

この文書は、ピブーン政権としては宣伝局と社会福祉局を通じてタイ国民の帽子着用を推進するよう努力しているにもかかわらず、官吏でさえその政策に従っていない状況を物語るものである。おそらくは、官吏の多くと同様、民衆の多くも帽子を着用していなかったのであろう。未だに帽子を着用していない国民に模範を示すために、官吏は自ら帽子を着用すべきだという。

帽子着用の意味については、「文化促進」と「健康保持」が主目的として挙げられている他に、タイ国民が整った服飾をしていることを明示する効果があるという。タイ国民の

整った服飾は、タイ国が「整っている」ことを内外に認識させることに繋がっていく。

ピブーン政権は六月中旬に入って、タイ女性全体に帽子着用を徹底させるべく、「タイ女性同胞に対する総理大臣閣下の懇願の辞・帽子着用について」を發した〔*nsuTanunna* 1942:3842〕。これは、「失地回復」の最終手続きとなるタイ仏平和条約の批准を利用し、その批准予定日である一九四一年六月一九日を期して、女性帽子の一斉普及を図るものであった。ピブーンがそれを如何に困難であると考えていたかは、本題に入るまでの前置きの長さからも察することができる。帽子着用について懇願するに際し、その前提説明に本文の約二倍もの紙幅を当て、繰り返し「国民形成」の意義と各人の協力の必要性を力説しているからである。前置きに続いて、女性による帽子の着用がいかに「国民形成」を振興することになるかが述べられており、タイ女性はこれまででもピブーンの呼び掛けに応じて服飾を「改善」し、洋風にパー・トゥンを着用し髪を長くしてきたが、これによって「全世界に」タイ女性の美しさと強力なまとまりを示すことができ、一九四〇年から一九四一年にかけてのタイ女性は歴史的にも無類の業績をあげたのだと誉め上げている。そして、女性が

帽子着用というもうあと一つの服飾「改善」を成し遂げたならば、「タイ国民は、今日のタイ女性の名を、服飾における完全な文明をタイ国民女性に確実にもたらした者として（歴史に）刻むであろう」と記している。ここからは、前述のような、女性を「民族の花」としてすぐれて外観的に「尊重」するピブーン政権の姿勢が、一貫して現れていることが読み取れる。また、タイの女性たちが帽子を着用して洋装化を完成することで、世界に対してタイ女性の美と団結を誇示することができるといふ視点は、帽子を含む洋装自体に大きな幅をもった多様性を内包していることからすれば、服飾の画一化による外見的な国民統合というよりは、一致団結して政府の指示に従って洋装化に取り組む国民の姿勢そのものを国民統合の達成として捉えるものであり、さらにその先にピブーン政権が望む女性服飾の洋装化、すなわち西洋的な基準における外見的な「文明」化を達成することを目的としたものとして理解することが妥当であると考えられる。

しかし、新たに一斉に帽子を導入することは、経済的な無理が惹起されることをも予想させるものであった²¹。ピブーン政権としては、帽子着用が家庭内の経済を圧迫し、また物価高を促進させる結果を生むことを恐れるために、帽子に対す

る消費を抑制する必要もあり、文書の後半はいささか歯切れの悪い文章になっている。帽子調達に関するこの懸念によって、この六日後、すなわち帽子着用の一斉実施を予定していた一九日の翌日には、社会福祉局も「説明」を出している〔*กรมโศกนาฏกรรม* 1941a:23-25〕。

社会福祉局によれば、ピブーンの帽子着用政策は国民の協力を得て成功したのであるが、帽子熱の上昇にともなっており、一部のタイ女性は高額な帽子を競って買い集めるようになってしまった。その行為は、政府の施策に協力したという意味では称賛すべきであるが、逆に国産品愛用を勧めたラッタニヨム第五号に抵触し、資本を無駄に使用したことになるので、タイ女性には帽子に対する「無駄な投資」を控えるように、また帽子販売者には低価格で帽子を供給するように求めている。この「説明」からすると、帽子着用は国民に抵抗なく受け入れられ、むしろそれによる悪影響まで生じたようであるが、現実には帽子着用はタイ社会全般に及んだわけではなかった。

一九四一年七月三日付の宣伝局文書「保護下にある女性に普く帽子を着用させるべく指示するよう協力を要請する件」では、宣伝局はピブーン首相からの命令を受けてラジオ放送

や新聞を通じて全女性に帽子着用を呼びかけているが、全女性の帽子着用を実現するためには文書の受領者がそれぞれ自分の保護下にある女性に対して帽子着用を指示するよう協力することが不可欠であると呼びかけており〔タイ国立公文書館史料 *ถ.บ.* 0701.29/1.56' *พ.บ.จ.บ.ป.บ.* 1941.121〕、活発な宣伝活動にもかかわらず未だタイ女性全体に帽子を着用させる状態には達していないことがわかる。帽子熱の上昇とそれにともなう無駄な投資は、一部の富裕層によって引き起こされたものであったと考えられる。

当時、宣伝局においてラジオ放送を担当していたサン・パッタノーチャイ²⁶の回想によれば、こうした積極的な服飾政策宣伝は、さらにピブーン政権への批判まで惹起させることになった。「失地回復」をめぐる対仏紛争時には多くの政府支持の手紙が宣伝局に寄せられたのに対して、服飾政策の開始とともに政府批判の手紙ばかりが寄せられるようになったという〔*ถ.บ.* 1956.245.246〕。また、数紙の新聞も政府批判を始めることになった〔*ถ.บ.* 1956.246〕。ピブーン政権期文化政策に対する国会議員の見解について研究したブッパーは、当初は文化政策に好意的であった国会議員たちも、第二次世界大戦参戦以降、民衆の文化政策批判に同調するようになり、

ピブーン政権の弱点として文化政策を攻撃するようになったと結論しており〔Julian 1986:128-130〕、帽子着用を指示する服飾政策の展開が、ピブーン政権を揺るがす動きに繋がっていったことが推察できる。

八月に入ると、首相自らが上級官吏に対する教書を出し、一般女性の帽子着用について言及してゐる〔Mungratana 1941:122〕。この教書では、「最近多くのタイ女性はまだ帽子を着用していないか」、あるいは「着用を止め」てしまつたり、普段は着用しなかつたり、「帽子を手を持つて」歩くだけであつたりであると、服飾政策に協力しない一般民衆への不満がはつきりと表明されている。

帽子着用が容易に実行されないことの原因について、ピブーンは、タイ女性が帽子に「慣れ親しんだことがない」からであると解釈しているが、この理解は正鵠を得たものであつただろう。「国民に一致して支持された」パー・チョーシンクラブーン着用の禁止は、もともとタイ中央部以外の地方ではパー・チョーシンクラブーンを着用していなかつたことや、都市若年層の間では一九三〇年代に既に流行としてパー・チョーシンクラブーン離れが進んでいたことが要因となつて〔加納1999〕、外見上は比較的容易に達成することができた

のであろう。その一方で、帽子着用は、これまで老年層にも若年層にも、都市でも村落でも、流行として受容されたことはなかつた。すなわち、慣習や流行の後追いとしての政策であれば実現は容易であつたが、慣習や流行自体を政策が作り出すということは、いかに重点的な宣伝を活用してもきわめて困難な事業であり、かえつて反発を招くだけだったのである。ピブーンは、帽子着用もいずれば慣れてしまふ時が来て、「健康保持」と「文化向上」の目的が達せられるのだと樂觀視しているが、その結果については次の展開の中で観察したい。

五 服飾政策の規制化

一九四一年八月二七日

一九四一年八月二七日、女性の服飾についての細則として総理府告示が公布された〔Mungratana 1941:73-79〕。この告示は、一九四一年一月一五日以降の女性服飾政策をまとめ、細則を定めたものである。一般国民の服飾に言及した総理府告示としては、ラッタニヨム第一〇号に次ぐ二番目に当たり、ラッタニヨムの規定よりも具体性を持った新しい服飾基準と

なるように公布されたものであった。服飾政策の具体的基準を明らかにし、ラッタニヨム第一〇号に次ぐ服飾政策の新たな根拠として立案されたものであるといえる。

この告示は、「国家の繁栄とタイ人であることの価値の称揚に相応しく女性の服飾規則を設けたことにもなつて」ウィチットを委員長として組織された委員会において審議されたものである。

この規則は、官吏である女性と国王への謁見を許可された女性の他にも、「一般の女性」の通常の外出用服飾にまで適用されるものであった。ただし、当人の経済能力も考慮され、また国内において入手不可能なものについては適用を控えることができるなど、主に経済的要因による適用の限定が附加されている。

語の定義においては、「タイ式の服」とは、パー・シン状の布と上衣の着用を意味することを明示している。「パー・シン状の布」とは、パー・シンもしくはパー・トゥンの着用を意味するものである。したがつて、「タイ式の服」の中に、パー・チョーンクラベーンは含まれない。

式典用の服装である「正装」・「半正装」・「常装」は、「王宮内式典用」「王宮外式典用」に分類されているが、「王宮内

式典」においては、帽子を着用する必要はなく、足首までのパー・シンと服の上衣、そしてハイヒールの靴と靴下とを着用するのに対して、「王宮外式典」においては帽子を着用しなければならず、パー・シンが足首まで長くなくてもよい点と、白手袋を着用する点が「王宮内」とは異なつていた。式典ではない「普通の服飾」に関しては、帽子、「タイ式の服」、踵がある靴、手袋の着用が必要であつたが、一八時以降は帽子着用する必要はないとされた²⁸⁾。

以上のように、この告示によつて、夜間および王宮内の式典以外には女性は帽子を着用しなければならないことが、正式に具体的な内容をもなつて定められることになつた。帽子の形状については、とくに一章を設けて定められており、帽子着用政策に重点が置かれていることがわかる。その規定によれば、帽子の素材は自由であるが、海水帽や寝巻帽、男性用の帽子ではならないという。帽子の色は、服の色に調和させなければならぬが、「白、黒、肌、茶、紺」は、どのような場合でも常に使用できた。また、午前と午後とは帽子の形状にも差が設けられており、午前は光沢やビーズなどの装飾のない帽子が必要とされるが、午後には光沢と装飾を持つ帽子でもよいとされた。

八月三〇日の閣議では、三日前に公布された服飾規則についての議題が審議され、九月一日には閣議にもとづいて、官吏に対する通達の性格を持つ内閣意見が出された〔*nsa1a1yab 1941.123*〕。それによれば、官吏は「人民の模範」となることが期待されているにもかかわらず、多くの官吏が規則に従った服飾をしていないことが指摘されており、たとえば「折襟服を着用しながらネクタイをしめなかった」り、「靴を履いておきながら靴下を履いていなかった」り、「帽子を着用しない」といった服飾が批判されている。そこで政権は、各部門に通達を出して「総理府告示に従った服飾」をさせ、「男女とも帽子を着用」させるように、指揮監督下にある官吏を指導させているという。さらに、この内閣意見で特筆すべきことは、内閣意見に接してもなお総理府告示に従わない場合には、処罰を行うことを明言している点である。とくに女性官吏には、八月二七日の総理府告示に「嚴重に従う」ことが要求された。

一週間後の九月八日には、六日の閣議にもとづいた内閣意見がさらに出されることになった〔*nsa1a1yab 1941.124*〕。この内閣意見の直接の通達先は県委員会であるが、県を通じて国民に通達されるべき内容のものであり、九月一日の内閣

意見のように官吏を対象にしたものではなかったが、国民が服飾政策に一向に従わないことに対する不満が表明され、次のような強硬手段に訴えるものであった。すなわち、服飾政策に従っていない者には、官公庁における接触を拒否するばかりか、バスや舟といった公共交通機関をも利用させないというのである。規則違反者の生活に支障をきたさせるほどの、厳しい対処である。

この政策が実際に厳格に執行されたことを物語っているのが、九月二三日付の内閣意見である〔*タイ国立公文書館史料 no. 0701.29/1.40' nsa1a1yab 1941.125*〕。これによれば、九月八日付の内閣意見がいくつかの医療機関において重症の患者にまで適用されたために、患者が整った服装をしていないという理由で治療を拒否され、重態に陥った事案が複数発生したのだという。結果的に九月二三日の時点で、ピブンは人命尊重の立場から、医療機関を服飾政策の厳密な執行から除外するのであるが、杓子定規な対処によってこのような弊害が出る程度にまで、ピブンの政権の指示が各級機関にまで浸透し、厳格に実施されていたことがわかる。

このような厳しい対処にもかかわらず、民衆の実際の服飾がそれほど政権の意向に添うものとはならなかったことは、

一九四一年九月一五日付の各大臣宛の文書から伺うことができる〔タイ国立公文書館史料 ㉔ 0701.29/1.41' ๓๕๓๑๓๒๒ 1941.26〕。この文書は、「人民の模範」であるべき官吏の服飾も、未だにピブーン政権が目標とする段階には程遠く、服飾政策の展開以前から変化があまり見られないことについて不満を表明したものである。たとえば、中国式ズボンを着用して外出する者や、帽子を着用していない者が、官吏の中にも多く見られるという。このような現象は一向に改善されなかつたようで、こうした趣旨の文書は連続して出されていった。たとえば教育省では、九月三〇日、「官吏は助け合つて国民文化を育成する件」について省命令が出されたが〔タイ国立公文書館史料 ㉔ 0701.29/1.46-47〕、各局長からも「厳しく」指導を実施した旨の復命がなされていることが、公文書館史料からわかる〔タイ国立公文書館史料 ㉔ 0701.29/1.45 芸術局長プラーヤー・アヌマーンラーチャトン発教育大臣宛〕。

一般民衆も、官吏同様に、もしくはそれ以上に帽子着用は消極的だったようである。一九四一年一〇月ごろになると、官憲がついに帽子不着用者に対して強権を發動する事例も見られるようになった。一九四一年一〇月七日付のピブーンの

命令簿に、「チョンブリーに電報を打って質問させよ。プラーチャーミット紙は、帽子を着用していなかった者六〇名をチョンブリーにおいて逮捕し、罰金を科したと報じているが、どこまで真実か」というものがある〔*ajin*, 1975:137-138〕。チョンブリーにおいて六〇人もの帽子非着用者が逮捕されたという報道がなされた訳だが、この逮捕が事実であるとしても、これは地方が独自に判断して行なったことであり、ピブーンが命じたものではなかつた。この史料は、ピブーンが関知するとしないとに関わらず、服飾政策に対する政府としての姿勢が次第に硬化していったことを示すとともに、そのような政府の態度にもかかわらず帽子を着用していなかつた国民が多数存在していたことをも示している。前述の病院における対処と同様に、ピブーン政権が関知しないところで政府の末端組織が独自の判断で厳格な政策徹底を遂行していったことは、先に紹介した宣伝局ラジオ放送担当者のサンの回想にあるように、かえつて政権に対する国民の反感を招くことに繋がつていったと考えられる。

服飾政策の硬化にもかかわらず、一月に入つても実際の服飾動向は、依然として政府の求めるものには程遠かつた。一九四一年一月六日、内閣事務局は女性官吏の帽子着用は

ついで文書を出している〔Mitsui 1941:84〕。これによれば、女性官吏たちは未だに帽子着用について正しい理解を示さないという。たとえば、まず帽子の形状についての理解である。帽子は、ただ「着用すればよいというもの」ではない。政府にとって好ましい形状と好ましくない形状があるのである。政府はブリムのついた帽子が望ましいという。なぜならタイ国は「熱い国」であるため、光を遮るブリムが必要になるのだと説明している。ブリムについて言及しているのは、管見ではこの文書が最初のものである。出勤時には、網帽も望ましくはない。網帽は、スポーツ時に用いるものと解釈されるからである。着用の実際についても、間違った理解がされているという。「正しくは」自宅を出発するときから公道においては常に帽子を着用すべきである。しかし、女性官吏のある者は、帽子を手にとって来て、官衙の門をくぐるときのみ帽子を着用するという。官吏や民衆は、表面に立って政権や政策を批判しないまでも、このような消極的な抵抗を展開し、ピブーン政権が理想としたような外見的な「国民」像は完成しなかったのであった。

むすび

以上、第一次ピブーン政権期の服飾政策展開とそれに対する国民の反応について、一九四一年を中心に観察した。

服飾政策などの具体的文化政策は、当初は枝葉末節として認識され後回しにされていたが、一九四一年になるとようやくラッタニヨム第一〇号が發布されたのを皮切りに、本格的に展開されるようになった。

ラッタニヨム第一〇号發布以降次第に具体化していったピブーン政権の服飾政策は、服飾の統一による「国民」の一体感の醸成やアイデンティティの確立というよりは、むしろ「国民」の外見的な「文明」化に重点を置くものであった。ピブーン政権は、女性を「民族の花」として捉え、とくにその服飾の「改善」に精力を注いだ。これも外見的な「文明」化を象徴するものであった。

タイ国民は「文明」的で「整った」服装をすることが奨励されたが、それがすぐれて西洋的規範に則ったものであることは、三月以降になるとはっきりしていった。政府は、ときとして服飾政策によって推奨される服飾の淵源をタイ前近代

に求めたが、それはレトリックに過ぎず、ピブーン政権の服飾政策の内容は、実際には洋装化に他ならなかった。西洋女性の服飾に沿ったスカートや、またはそれに似た外観をもつパー・シンやパー・タウンの着用が奨励され、西洋女性服飾的外見をもたないパー・チョーンクラベーンは排除されることになった。タイ中央部の局地的風習であり、都市部ではピブーン政権成立以前に既に流行から取り残されていたパー・チョーンクラベーンの排除は、高齢者層を除いてある程度の成功を収めたようであるが、これは服飾政策の成果というよりも流行を基盤とする自然な成り行きによるものであったように思われる。しかし、五、六月になって、これまでタイにおいて自然発生的な流行を見ることはなかった帽子が服飾政策に取り入れられていくと、途端に服飾政策は行き詰まってしまった。

国民への服飾政策の周知徹底においては、ラジオや新聞といったマス・メディアが利用されるとともに、内務省が利用され、地方行政官による服飾についての布告やポスターの掲示が全国規模で実施された。地方行政官は、それぞれの任地における服飾政策の浸透について内務省に報告をしている。こうした報告によれば、かなり広範に服飾政策が浸透したこ

とになる。しかし、実際には、帽子着用の奨励に関しては民衆の強い抵抗に遭うことになり、行政府の指揮系統を通じて政策の浸透を徹底させやすい官吏の間においてさえ、帽子着用は浸透していかなかった。

帽子着用についての強い抵抗を目にしたピブーン政権は、八月になると政策に従わない民衆への不満をはつきりと表明するようになり、九月以降には服飾政策に従わない官吏や民衆に対する制裁措置まで講ずるようになった。こうした状況の中で、対仏紛争による「失地回復」の「成功」によって高まった国民の政府支持の声は、服飾政策の展開とともに政府批判の声へと変わっていった。しかし、それでも、ピブーン政権は服飾政策をなおも推進していったのであった。

これほどまでにピブーン政権をして国民の支持を得られない服飾政策にのめりこませた理由として史料から読み取れるのは、ピブーン政権の国民「文明」化への焦燥である。それは、服飾を画一化して国民統合を推進しようとする意図や「タイらしい」アイデンティティを確立しようとする意図というよりは、予断を許さない緊迫した国際情勢化において西洋的な基準における外見的な「文明」化を達成することで独立を維持しようとするピブーン政権の強固な意志であった。^⑧

しかし、政権側の焦燥は、ピブーン政権を含む人民党政権下において理念的には創出されていた「タイ国民」たちには共有されることはなく、政権が帽子着用強制に象徴されるような民意に沿わない「国民」像を日常生活にまで立ち入って強硬に押し付けようとすればするほど、「国民」の支持はピブーン政権から離れていった。結局のところ、ピブーン政権が意図したような「政府の勧誘に従う」²⁷「命令に服従する」²⁸「国民」などという存在は、実際には創出されることはなかったし、ピブーン政権が外見的に創出しようとしたような洋装に身を固めた「タイ国民」の外見的創出についても、「国民」の慣習や流行に沿うものでなければ政策としては成功せず、かえってピブーン政権への消極的抵抗や批判に結びついていったのである。さらにこうした批判は国会議員たちにも共有されていき、文化政策は格好の弱点としてピブーン政権への攻撃に用いられた。結局、ピブーン政権は、一九四四年、国会による首都移転法案否決によって不信任を突き付けられ崩壊した。その意味では、一九四一年に展開された民意から外れた服飾政策強行は、一九四四年のピブーン政権崩壊へと続くタイ社会内の軋轢を生む一因であったともいえよう。

確かに、現在のタイ社会において、ピブーン政権期に端を

発している習慣は、毎日八時と一八時に全国一斉に実施される国旗掲揚・降下の儀礼を含め、数多く見ることができ、ピブーン政権が国民の支持を失ってまでも達成しようとしたタイの人々の意には沿わない帽子着用は、結局その後のタイ社会においても根付くことなく今日に至っている。

〔付記〕本稿は、二〇〇三年三月に名古屋大学大学院文学研究科に提出した博士学位請求論文「タイにおける文化政策の展開」の第二章「服飾政策の展開…一九四一年」を大幅に加筆・修正したものである。博士論文執筆にあたり、指導いただいた加藤久美子教授をはじめ、貴重なコメントをいただいた東洋史研究室の先生方に厚く御礼申し上げます。

註

- (1) ตำนาน, Charmvit [1974:41-42]; Thamsook [1977:31-33]; Thamsook [1978:28-29]; 吉川 [1982:80-83]; Barne [1993:156-158]; 村嶋 [2002] などがある。
- (2) ตำนาน, นามธรรม [1960]; ลาน [1982:110-121]; งาม ราน [1982:15-22]; ลาน [1989:44-48]; งาม [1992:107-108]; Suwadee [1993:8-9]; งาม [1993] があるが、服飾形態の変遷史であり社会状況との関連性などは軽視されており概説的であるのが多く、スワデーの研究 [Suwadee 1993; งาม 1993] が、社会状況にも目を配った歴史的研究として注目されるのみである。
- (3) 筆者は、一九三〇年代において帽子着用を除く洋装化がタイの都市若年層女性を中心に普及しており、一九四〇年代前半のピブーン政権の服飾政策が少なくとも都市若年層女性に及ぼした影響については限定的であったことを既に示している [加納 1999:62]。
- (4) 長さ三メートル、幅九〇センチメートルほどの布を、膝下少しばかりを覆う程度の丈に調節して胴に巻き付け、前面で布の端を棒状に巻いて股の間を通し、背腰のところに差し込む着用法である。
- (5) 一九三〇年代までのタイ服飾史については、加納 [1999] を参照されたい。
- (6) 当時のタイ中央部の女性は短髪が一般的であった。
- (7) 当時のタイではピンロウジを嗜好していたために一般的に齒は黒かった。
- (8) パー・シンは、長方形の布を巻スカート状に腰に巻き付ける腰衣であり、パー・トゥンはパー・シンの両端を縫い合わせて円筒状にしたものを巻スカート状に着用する腰衣である。
- (9) 当時の日本語史料では「国民信条」として紹介されている [江尻 1943:17]。
- (10) ラッタニヨムは、一九四二年一月二八日の第一二号まで発布された。
- (11) 一八九八年生まれの人物であり、ピブーン政権の文化政策推進の中核であった。ピブーン政権におけるウイチット的位置付けについては、Barne [1993] を参照されたい。
- (12) なお、この間の閣議での議論については、ピヤワン [2007:321-322] を参照されたい。一九三九年一月二四日の閣議では人力車手の服飾が、八月二日の閣議では国民の服飾が、同二二日の閣議では官吏の服飾が、それぞれ論じられているといふ。
- (13) 内容は、ピヤワン [2007:319] が詳しく紹介している。
- (14) もともと腰衣全体を指す言葉であったが、パー・チョーリンク ラベーンを指すことが多い。
- (15) 一九〇九年生まれの軍人であり、後に警察に移って戦後ピブーン政権の支柱となった。
- (16) 一九四〇年六月にフランスがドイツに降伏したことを好機として、ピブーン政権は二〇世紀初頭にタイがフランスに割譲した「失地回復」に乗り出し、運動として盛り上げていった。結

局、一九四一年一月に日本の調停によって停戦協定締結が合意され、五月には「失地」の一部回復に成功した。

(17) 「パー・ヌンを着流す (นำบุญน่าน)」とは、パー・ヌンをチョーシクラベーン状に着用せず、裾を垂らしただけの姿でいることをさす。一般に横着な服飾であると見做される。

(18) 「世界共通服」とは、洋式の服装のことである。とくに背広のことをいうことが多い。

(19) ここでいう「文化」とは、タイ語の「ワッタナタム (Wattana Tam)」の訳語であり、一九四〇年一月一日に施行された「仏暦二四八三年国民文化育成法」第三条には、「文化とは、繁栄成長すること、美しい秩序をもつこと、国民が団結進歩すること、および民衆のよき道徳を示す状態を意味する」と定義されてくる [官報 57518]。この意味で、「よい風俗習慣にともなう繁栄」を意味する「文明 (อารายาทม : a-ra-yat-am)」の概念に非常に近い語義を持つ [ราชบัณฑิตยสถาน 1950:1025]。

(20) タイ女性に対するこの服飾改善要請は、タイ国が仏領インドシナとの国境線紛争に成功を修めた「記念」のためであるといふ [ราชบัณฑิตยสถาน 1941:118]。

(21) ここでいう「近代」は、タイ語の「サマイ・ボーラーン (สมัยโบราณ)」の訳語である。「古代」と訳される場合が多いが、歴史学でいう「古代」を指すわけではなく近代より前の時代を指す語であるので、本稿では「前近代」とした。

(22) ここでいう「民族」は、タイ語の「チャート (ชาติ)」の訳語である。「チャート」は英語の「nation」の訳語として使用される語である。その意味内容については玉田 [1996b] を参照されたい。

(23) ピブーン政権による女性の位置付けについては、ピヤワン [2010] を参照された。

(24) 一九三九年の段階ではウィチットはパー・チョーシクラベーンを擁護していたはずである。その方針が何故変化したかについては興味深いのが、いまのところそれを語る史料は見当たらない。

(25) どのような服飾を具体的に規定すべきかについては、三月一六日閣議でも結論には至らなかったという [ピヤワン 2007 : 323]。

(26) 玉田は、ピブーン政権がこのようなレトリックを用いた理由を、「人民の中で多数を占めるタイ系諸族の琴線に触れるがゆえにはるかに効果的」であったためとしている [玉田 1996b:143-144]。この事例でも、そのように解釈することも可能である。

(27) 高齢者層の間でパー・チョーシクラベーン禁止政策に対してどのような反応があったかについては、加納 [2011] を参照された。

(28) タイの暦によれば四月一三日はタイ正月であり、この首相の言葉はタイ正月に際したものである。

(29) ここでいう「国民形成」とは、タイ語の「サン・チャート (สร้างชาติ)」の訳語として用いているものである。英語でいう「nation building」に当たり、第一次ピブーン政権期には盛んに用いられた言葉である。

(30) 同時期の日本では、一九四〇年一月に男性用の「国民服」が、一月には「国民服令」が制定された。また、女性用には一九四二年二月に「標準服」が制定された。公的に制定されたこれらは、タイの服飾政策に比べれば、デザイン的に遥かに強い統制がなされたものであった。また、日本の場合は、「国民服」「標準服」とともに「日本的」な要素をデザインに取り入れることが留意されたという点も [井上 2001:85、村上 2001:264]、た

イの服飾政策とは性格を異にする点である。ただし、これらも、空襲が本格化するまでは普及率は低かったといわれる〔井上 2001、村上 2001〕。

(31) この点も、被服資源の確保を考慮した日本における国民服や標準服の導入とは異なる点である。タイの服飾政策は、経済的要請によるものではなかったことがよくわかる。

(32) サン・パッタノーチャイは、当時の政策宣伝用ラジオ番組「マン氏とコン氏」を担当した「マン氏」として知られる人物である。このラジオ番組については、Thak [1978] を参照されたい。公文書としては、タイ国立公文書館に (2) 8:0201.18.1.6 として史料が保存されている。

(33) 翌月になると、女性服飾規則の第一五条第一項は九月一七日総理府告示によって改正され、帽子について一八時以降は着用する必要はないとしたところを、「適宜」着用してもよいこととなった〔*นิตยสาร Thai* 1941:81〕。一八時以降の帽子着用の必要性の程度を若干引き上げたニュアンスを持った改正であり、帽子着用に関するビーン政権の奨励姿勢が減退していないことがうかがわれる。

(34) 「折襟服」とは、背広服のことである。

(35) 同日、同様の内容の文書が内閣官房から各大臣宛にも発信されている〔タイ国立公文書館史料 8:0701.29/1.38〕。

(36) こうした意図の中に、ピヤフンらが指摘するような日本からの圧力への抵抗というような側面が含まれていたかどうかについては、少なくとも一九四一年段階の服飾政策に限って言えば、明確には読み取ることができなかった。日本からの文化協定締結の働きかけは一九四二年四月ごろから開始されるが〔加納 2001:179〕、既に一九四〇年には日本の対タイ文化工作が展開されていることは明らかにされており〔加納 2009:310〕、こ

うした圧力がビーン政権の服飾政策にどのような影響を与えたかについては、今後のより一層の研究が必要である。

(37) 村嶋 [2002: 262] に引用されている一九四一年一〇月一日通達。

史料

- (一) タイ国立公文書館史料
- (2) สร.0201.18.1/6 มทสทพทปรทรวทงนทบถน พฐชาติ - นาดอง รัก-ไทย ภูมิภาคณ ถึง ตุลาคม 2485
(総理府文書 一九四二年一〇月までのマン・チューチャート氏とコン・ラックタイ氏の会話(台本))
- มท. 59 การส่งเสริมวัฒนธรรม รัฐนิยม (内務省文書 文化促進「ラッタニヨム」)
- มท. 59/21 การตั้งกายของสตรีไทย อ.สงขลลา (内務省文書 ソンクラーン 県タイ女性の服飾)
- 8:0701.29/1 รัฐนิยม วัฒนธรรม ศิลธรรม (教育省文書 ラッタニヨム、文化、道德)
- (二) 官報
 - ・ พระราชบัญญัติบำรุงวัฒนธรรมแห่งชาติ พ.ศ.2483 (仏暦二四八三年国民文化育成法)、『*ราชกิจจานุเบกษา* (官報) 57:517-520
 - ・ โปรดเกล้าฯ ให้นักนายกรัฐมนตรี วัตถุประสงค์วัฒนธรรมฉบับที่ 10 เรื่องการตั้งกายของประชาชนชาวไทย (ラッタニヨム第一〇号についての総理府告示：タイ人民の服飾について)、『*ราชกิจจานุเบกษา* (官報) 58:113
- (三) 書籍

- กรมโฆษณาการ (宣伝局) 2484 (1941) *ประมวลรัฐนิยมและระเบียบวัฒนธรรมแห่งชาติ (ฉบับที่ ๒)* (ピッタニロム及び国家文化規定集) พระนคร:กรมโฆษณาการ
- กรมโฆษณาการ (宣伝局) 2485 (1942) *ประมวลคำปราศรัยและสุนทรพจน์ของท่านจอมพล ป.พิบูลสงคราม นายกรัฐมนตรี ผู้นำของชาติ (ฉบับที่ ๒)* (国民の指導者・首相ホー・ピブーン・ンクラーム元帥閣下の談話及び演説集第二卷) พระนคร: กรมโฆษณาการ

- กรมศิลปากร (芸術局) 2484 (1941) *รัฐนิยมและเอกสารที่เกี่ยวข้อง* (ラッタニロムと関連文書) พระนคร: กรมศิลปากร
- ทรงสฤษดิ์ไชย อุทัยเฉลิมลลภ (ソノウチイチャイ・ウタイチャเลอร์ มูราเอะ) 2484 (1941) *การแต่งกายสมัยสงคราม* (国民形成時代の服飾) พระนคร: ไทยพาณิชย์การ
- ราชบัณฑิตยสถาน (学士院) 2493 (1950) *พจนานุกรมฉบับราชบัณฑิตยสถาน* (学士院タイ語辞典) กรุงเทพมหานคร: แพร่พิมพ์ยา
- สังข พุฒินทัย (サン・พัทตะโนตะ) 2499 (1956) *ความนึกในกรุงซัง* (獄舎内での回想) พระนคร: สำนักพิมพ์คัลลิจวิทยา
- อนันต์ พิบูลสงคราม (マナ・ピブーン・ンクラーム) 2518 (1975) *จอมพล ป. พิบูลสงคราม* (ホー・ピブーン・ンクラーム元帥) กรุงเทพมหานคร: โรงพิมพ์มนตรี

参考文献

タイ語

- กรมศิลปากร (芸術局) 2525 (1982) *ศิลปะวัฒนธรรม เล่มที่ 3* (芸術文化 第三卷) กรุงเทพมหานคร
- กองวัฒนธรรม (文化部) 2503 (1960) *การแต่งกายของไทย* (タイの服飾) พระนคร: กองวัฒนธรรม

- จุฬาราชวิทยาลัย (チラボーン・ウイทายซัคคัพ) 2540 (1997) "นโยบายวัฒนธรรมของจอมพล ป. พิบูลสงคราม: ลักษณะที่เน้นกับผลกระทบทางสุนทรียทัศน์" (โฮ้·พิบูนันทราวม元帥の文化政策：ナショナルリズムと審美観の影響)。ชาญวิทยเกษตรศาสตร์ (ชาญัน-วิทิต-คาสเอ็ต-นริ) (eds.) *จอมพล ป. พิบูลสงคราม กับการเมืองไทยสมัยใหม่* (โฮ้·พิบูนันทราวม元帥と新時代のタイ政治) กรุงเทพมหานคร: มูลนิธิโครงการตำราสังคมศาสตร์และมนุษยศาสตร์

- แอนสซุ มุเนนท (ทีมสซัค·มุมนอน) 2519 (1976) "เมืองไทยยุคเอื้อเฟื้อ" (指導者信頼時代のタイ国)。วารสารธรรมศาสตร์ (ตามปซาร์ท雜誌) 6: 120-147
- แอนสซุ มุเนนท (ทีมสซัค·มุมนอน) 2544 (2001) *เมืองไทยสมัยสงครามโลกครั้งที่สอง* (第2次世界大戦期のタイ国) กรุงเทพฯ: สายธาร (พิมพ์ครั้งที่ ๒)
- มุคคา ทพิบลภากล (มุคคา-ทียัพ-ซาปเป้-ตัน) 2529 (1986) *ทัศนะของสมาชิกสภาผู้แทนราษฎรต่อนโยบายวัฒนธรรมของจอมพล ป. พิบูลสงคราม* (พ.ศ. 2481-2487) (โฮ้·พิบูนันทราวม元帥の文化政策に対する国会議員の見解) วิทยานิพนธ์ปริญญาอักษรศาสตรมหาบัณฑิต จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย
- พวงนภา สุโรจาท (พวงนภา-คโรว์-วอร์ต) 2535 (1992) *อุบายระวิตรีเครื่องแต่งกาย* (服飾史手帳) กรุงเทพฯ: ราวาสาลี
- มาติย นาลละออล (มาร์นิท-สวอนลาโอ) 2540 (1997) *การเมืองไทยยุคสมัยสงคราม* (タイ国象徴時代のタイ政治) กรุงเทพฯ: โรงเครื่องประดับ

- สุวดี ธนประสิทธิ์พัฒนา (สวดี-ทานาฟราสิท-ปัตตานา) 2536 (1993) *การแต่งกายสตรีกับทัศนกรรมทอผ้าในสังคมไทยสมัยรัตนโกสินทร์* (รัตนโกสินทร์時代タイ社会における女性服飾と織布手工業) ฝ่ายวิจัย จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย

- ・ เลนท นาวิกุล (マネーク・ナークウィック・ムーン) 2525 (1982) *การแต่งกายในสมัยรัตนโกสินทร์* (รัตนโกสินทร์ 時代のタイ服飾) กรุงเทพมหานคร: ฟ้าฝนโบราณ
- ・ เลนท นาวิกุล (マネーク・ナークウィック・ムーン) 2532 (1989) *การแต่งกายสมัยใหม่* (マノの服飾) กรุงเทพมหานคร: ฟ้าฝน
- 日本語・英語
- ・ Barne, Scot. 1993. *Luang Wichit Wathakan and the Creation of a Thai Identity*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- ・ Chai-anan Samudavanija. 1993. "State-Identity Creation, State-Building and Civil Society 1939-1989" Reynolds, Craig J. (ed.) *National Identity and Its Defenders: Thailand, 1939-1989*. Chiang Mai: Silksworm Books.
- ・ Charvut Kasesiri. 1974. "The First Phibun Government and Its Involvement in World War II." *The Journal of the Siam Society*. 62:2.
- ・ 江尻英太郎. 1943. 「タイ国のラッタニヨム運動」『新亜細亜』5-8
- ・ 井上雅人. 2001. 『洋服と日本人：国民服というモード』廣済堂
- ・ 加納寛. 1999. 「日本人の記録にみるバンコク女性服飾変化：1930-1944」『文明21』2
- ・ 加納寛. 2001. 「一九四二年日泰文化協定をめぐる文化交流と文化政策」『愛知大学国際問題研究所紀要』115
- ・ 加納寛. 2009. 「戦時下日本による対タイ文化宣伝の一面面：『日泰文化』刊行をめぐる』『中国21』31
- ・ 加納寛. 2011. 「クックリット『王朝四代記』にみるムーン
- 政権（一九三八～四四）服飾政策への女性の意識」『愛知大学文学論叢』144
- ・ 村上雍子. 2001. 「たかがモンペ、されどモンペ：戦時下服装の一考察」近代女性文化史研究会『戦争と女性雑誌：一九三一年～一九四五年』ケメス出版
- ・ 村嶋英治. 2002. 「タイ国の立憲革命期における文化とナショナリズム」『岩波講座東南アジア史』7
- ・ 〃ヤワン・マサワラシヤン. 2007. 「プーン政権期（一九三八～四四年）における服装政策」『マシマ・マフリカ地域研究』6-2.
- ・ 〃ヤワン・マサワラシヤン. 2010. 「プーン政権期タイにおけるナショナリズム振興と女性」京都大学大学院アジア・アフリカ研究科博士學位請求論文
- ・ Reynolds, Craig J. (ed.) 1993. *National Identity and Its Defenders: Thailand, 1939-1989*. Chiang Mai: Silksworm Books.
- ・ Suwadee T. Patana 1993. "The Politics of Women's Dress in Thai Society, 1945-1970" 5th International Conference on Thai Studies, London
- ・ 玉田芳史. 1996a. 『タイ行政組織史一八九二～一九九三年：局以上の組織の変遷』文部省科学研究費補助金・一般研究(C)・成果報告書
- ・ 玉田芳史. 1996b. 「タイのナショナリズムと国民形成：戦前期プーン政権を手がかりとして」『東南アジア研究』34-1
- ・ Thak Chaloentiarana (ed.) 1978. *Thai Politics: Extracts and Documents 1932-1957*. Bangkok: The Social Science Association of Thailand.
- ・ Thamsook Numnonda. 1977. *Thailand and Japanese Presence*,

- 1941-45. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
 Thamsook Nummonda 1978 "Pibulsongkram's Thai Nation-
 Building Programme during the Japanese Military Presence,
 1941-1945" *Journal of Southeast Asian Studies* 9-2
 ・吉川利治 1982 「タイ国ブーン政権と太平洋戦争」『東南ア
 シヤ研究』194

(かのう ひろし 愛知大学国際コミュニケーション学部准教授)